

野菜の価格が下落した場合、alic が支援します！

指定野菜価格安定対策事業のご案内

Q 指定野菜価格安定対策事業とは？

本事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の90%（保証基準額）を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。

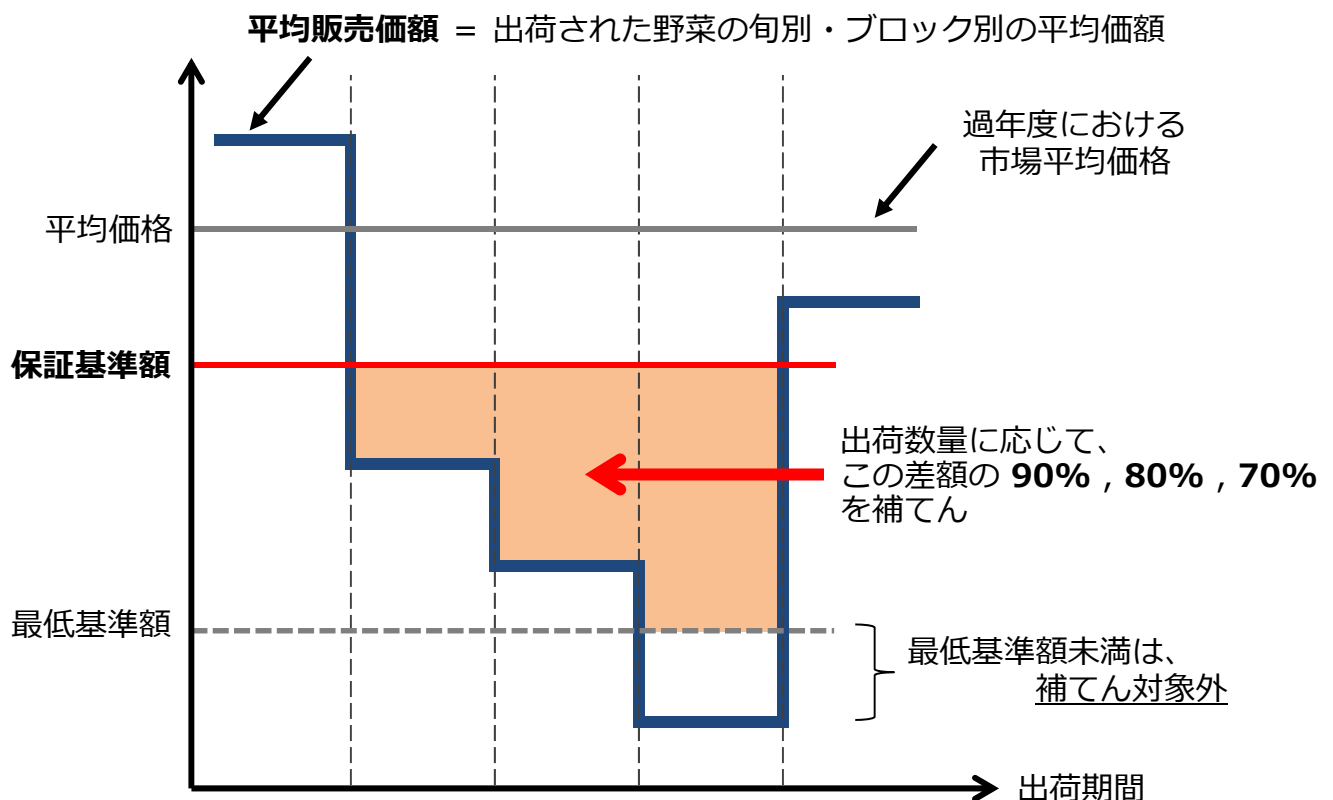
POINT



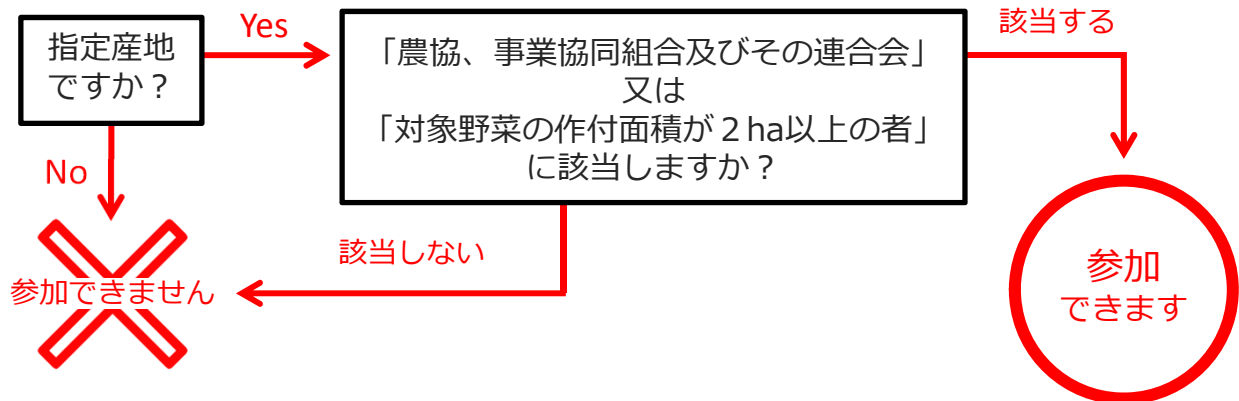
豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。

対象となる野菜
(14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、
なす、ねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、
ほうれんそう、レタス



Q 事業の加入要件は？



注) 事業に加入するには、機構への登録手続きが必要です。

Q どこで作った野菜でも対象になるの？

農林水産大臣が指定する産地で生産した対象野菜のみが対象となります。それ以外の地域で生産した野菜は、対象となりません。

Q どこに出荷しても対象になるの？

機構が定める以下の市場に出荷した対象野菜のみが対象となります。それ以外に出荷した対象野菜は対象となりません。

- ① 全国の中央卸売市場(58市場、卸売会社89社)
- ② 全国の地方卸売市場(160市場、卸売会社184社)
- ③ JA全農青果センター(3施設)

【括弧内の市場数は、平成23年4月1日現在】

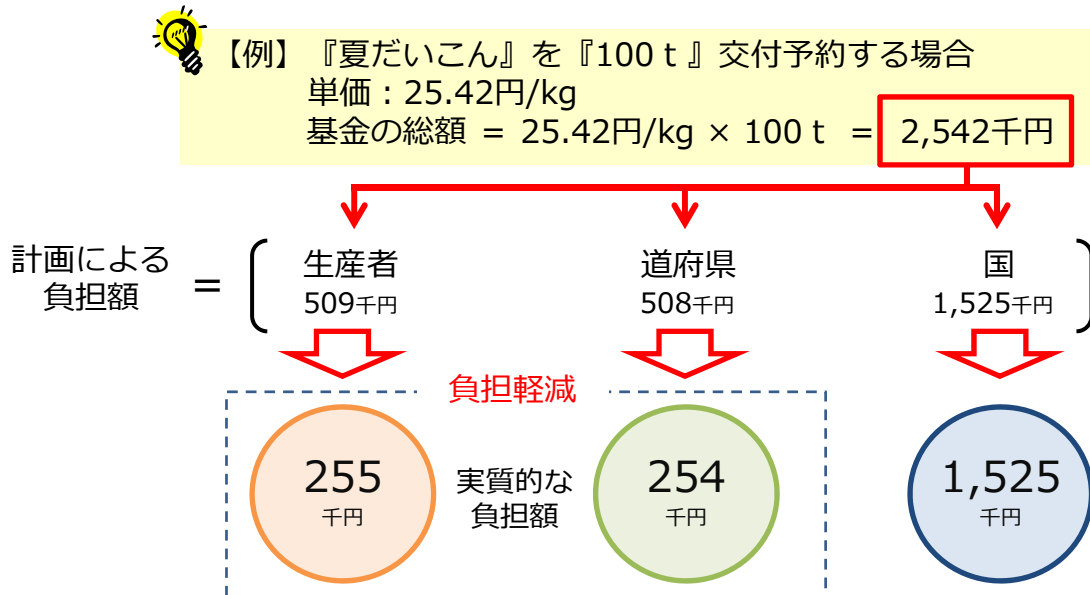
POINT



補てんを受けるためには、指定産地で生産された野菜を対象となる市場に出荷しなければなりません。

Q どのくらい負担が必要なの？

生産者、道府県及び国が、2 : 2 : 6の負担割合（※）で資金を積み立てます。
 なお、一部の対象野菜については、生産者、道府県の負担を軽減する措置を講じています。（※ キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさいは、1.75 : 1.75 : 6.5）

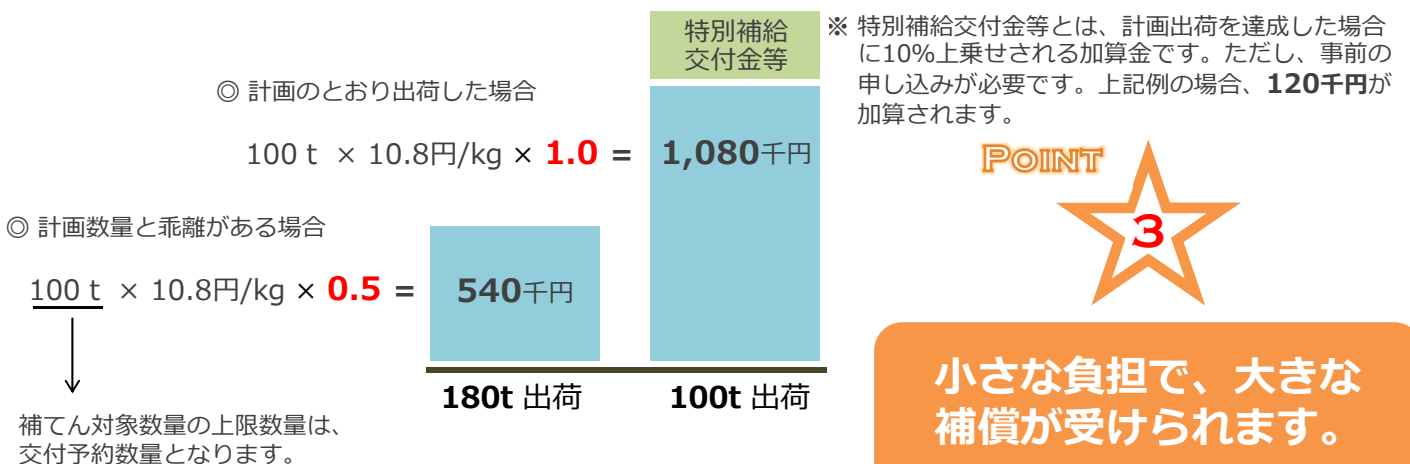


Q どのくらい補てんされるの？

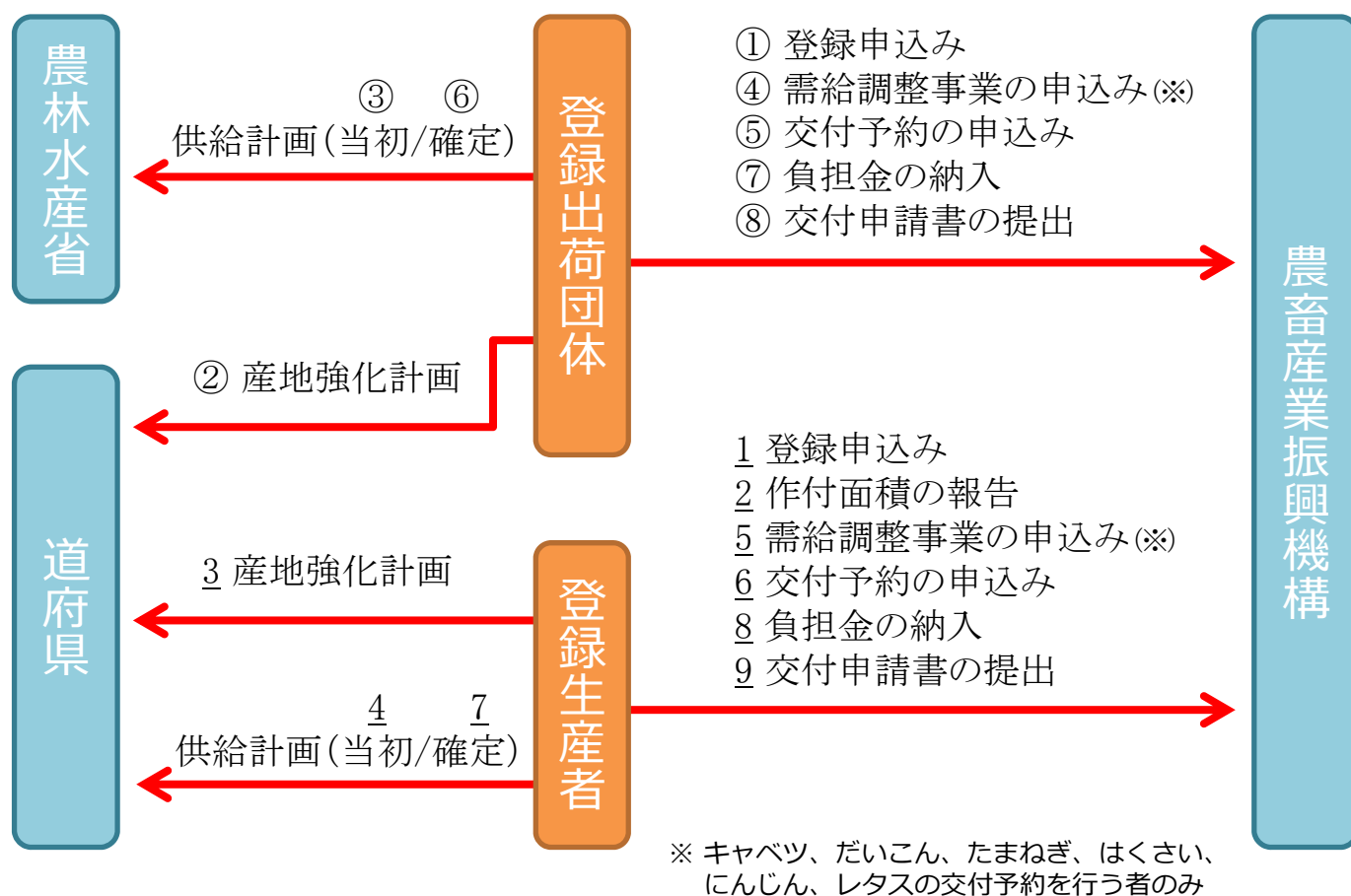
対象野菜の計画的な出荷（供給計画）の貢献度に応じて、保証基準額と平均販売価額との差額の最大 90% を補てんします。

💡【例】『夏だいこん』の補てん対象数量が『100 t』の場合
 保証基準額と平均販売価額との差額：12円/kg

※ 交付予約数量及び供給計画数量ともに 100 t とする。



Q 事務手続きの流れは？



ご注意ください。

- ・本事業は、保険の仕組みによる掛け金（負担金）の掛け捨て制度ではありません。
- ・国又は道府県の予算措置の都合等により、交付予約の申込み内容について、希望に添えない場合があります。
- ・事務手続きに係る書類は、5か年保存しなければなりません。
- ・本事業は、国の補助金（税金）により事業を実施していることから、会計検査院が定期的に実施する検査を受検しなければなりません。

本件の内容に関する問い合わせ先



独立行政法人

農畜産業振興機構

野菜業務部予約業務課

Tel : 03-3583-9481 FAX : 03-3583-9484

HP : <http://www.alic.go.jp/>